

令和7年4月1日以降の低炭素建築物新築等計画認定手数料（第7条第5項関係）

1. 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

住宅建築物

区分		床面積の合計	手数料の額	
建築物の用途	評価方法			
一戸建ての住宅	誘導仕様基準	200㎡未満のもの	15,000円	
		200㎡以上のもの	16,000円	
	仕様・計算併用法	200㎡未満のもの	22,000円	
		200㎡以上のもの	25,000円	
	標準計算法	200㎡未満のもの	28,000円	
		200㎡以上のもの	28,000円	
	共同住宅等	誘導仕様基準	300㎡以内のもの	29,000円
			300㎡を超え、2,000㎡以内のもの	50,000円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの			92,000円	
5,000㎡を超えるもの			139,000円	
仕様・計算併用法		300㎡以内のもの	45,000円	
		300㎡を超え、2,000㎡以内のもの	76,000円	
		2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	133,000円	
		5,000㎡を超えるもの	195,000円	
標準計算法		300㎡以内のもの	61,000円	
		300㎡を超え、2,000㎡以内のもの	103,000円	
		2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	175,000円	
		5,000㎡を超えるもの	251,000円	

非住宅建築物

区分		床面積の合計	手数料の額
評価方法	建築物の用途		
モデル建物法	工場等のみのもの	300㎡以内のもの	16,000円
		300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	23,000円
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	33,000円
		2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	85,000円
		5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	128,000円
		10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	159,000円
		25,000㎡を超えるもの	197,000円
	その他のもの	300㎡以内のもの	77,000円
		300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	99,000円
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	130,000円
		2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	211,000円
		5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	276,000円
		10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	332,000円
		25,000㎡を超えるもの	389,000円
標準入力法	工場等のみのもの	300㎡以内のもの	20,000円
		300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	27,000円
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	38,000円
		2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	91,000円
		5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	134,000円
		10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	166,000円
		25,000㎡を超えるもの	206,000円
	その他のもの	300㎡以内のもの	203,000円
		300㎡を超え、1,000㎡以内のもの	255,000円
		1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	329,000円
		2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	470,000円
		5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	579,000円
		10,000㎡を超え、25,000㎡以内のもの	685,000円
		25,000㎡を超えるもの	782,000円

令和7年4月1日以降の低炭素建築物新築等計画認定手数料（第7条第5項関係）

評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

建築物の用途	床面積の合計	手数料の額
一戸建ての住宅	—	4,100 円
共同住宅等	300 m ² 以内のもの	8,300 円
	300 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	17,000 円
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	40,000 円
	5,000 m ² を超えるもの	71,000 円
非住宅建築物	300 m ² 以内のもの	8,300 円
	300 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	14,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	23,000 円
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	71,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	113,000 円
	10,000 m ² を超え、25,000 m ² 以内のもの	143,000 円
	25,000 m ² を超えるもの	179,000 円

2. 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額。

3. 評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

評価機関等による審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料の、それぞれに定める額に2分の1を乗じて得た額。

お問合せ先

浦添市都市建設部建築指導課

住所：沖縄県浦添市安波茶 1-1-1

電話：098-876-1252 FAX：098-876-7071

Mail：kensinsa@city.urasoe.lg.jp